

地方独立行政法人長野市民病院評価委員会概要

1 はじめに

平成 28 年 4 月に長野市民病院は、地方独立行政法人へ移行した。

これにより市が病院を直接経営しなくなるものの、地方独立行政法人法に基づき、病院の経営に関する認可・承認・財政的支援・業務実績評価などが、市の役割となる。

市の役割を実行するに当たっては、地方独立行政法人法に基づき、医療・経営の専門的知識を有する者等で構成する評価委員会の意見を聴き、議会の議決を得なければならないとされている。

なお、法改正により、業務実績に関する評価者が、評価委員会から市の役割に変更されたほか、評価委員会の業務内容も一部変更された。

市の役割	地方独立行政法人法 項目（条項）
・認可	中期計画（第 26 条第 1 項）、業務方法書（第 22 条第 1 項）、短期借入（第 41 条第 1 項）、重要財産処分（第 42 条の 2 第 2 項、第 44 条第 1 項）
・承認	財務諸表（第 34 条第 1 項）、剰余金の使途等（第 40 条第 3、4 項）
・財政的支援等	財産的基盤整備（第 6 条）、運営費負担金（第 85 条）
・業務実績評価	各事業年度等の業務実績評価（第 28 条）

2 設置根拠

地方独立行政法人法第 11 条（以下「法」という。）及び地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例（以下「条例」という。）

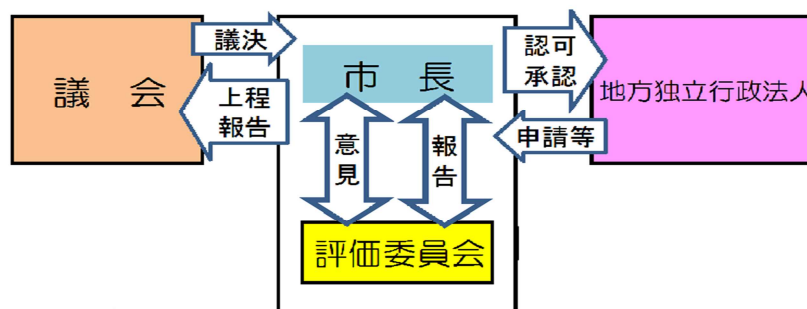
【地方独立行政法人法（抜粋）】

第 11 条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

3 役割（詳細は 6 業務内容を参照）

- （1）地方独立行政法人の業務実績に関する評価に対する意見提示
- （2）市長が認可・承認等をする際の事前の意見聴取に対する意見提示

【概念図】



4 組 織（条例第3条）

委員6人以内で構成

委員は、医療又は経営に関し優れた識見を有する者及び市長が必要と認める者から市長が委嘱（医療関係者2人、経営関係者1人、学識経験者2人、市長が認める者1人）

5 委員の任期（条例第4条）

委嘱の日から2年ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

6 業務内容

1 地方独立行政法人の業務実績評価に対する意見提示	時 期	根拠条項
(1) 各事業年度における業務実績評価	毎 年	条例第2条第2号
(2) 中期目標期間における業務実績評価	3 年毎	条例第2条第3号
(3) 中期目標終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績評価		法第28条第4項
2 市長が認可・承認等をする際の意見提示	時 期	根拠条項
(1) 中期目標の作成・変更	3年毎又	法第25条第3項
(2) 中期計画の作成・変更	は変更時	条例第2条第1号
(3) 法人役員の報酬等の支給基準の変更	変更時	法第56条第1項
(4) 不要財産の納付、重要な財産の処分等	必要時	法第42条の2第5項 法第44条第2項